

工業用LPガス料金高騰対策支援金（第4期） Q & A

【本支援金について】

番号	質問	回答
1	工業用LPガスとは何か。	工業用LPガスとは、次に該当しないLPガスのことです。 <ul style="list-style-type: none">・一般家庭が使用するLPガス・暖房や冷房、飲食物の調理のための燃料として業務の用に消費するLPガス（飲食業等）・一般乗客用旅客自動車運送事業に消費するLPガス（タクシー等）・貨物自動車運送事業に消費するLPガス（トラック等）・蒸気の発生、水温の上昇のための燃料としてサービス業の用途に消費するLPガス（公衆浴場業等）
2	工業用LPガスを利用しているか分からないが、どのように確認すればよいか。	お手持ちの資料で確認ができない場合は、ガス販売事業者に直接お問い合わせください。
3	支給対象期間を令和8年1月から3月までとしているのはなぜか。	令和8年1月から3月までの間、物価高に伴う生活者支援として電気・ガス料金について国による支援が実施されたことから、同期間を支援対象期間としました。
4	なぜみなし大企業は対象外としているのか。	大企業の子会社等のいわゆる「みなし大企業」は、大企業から支援が受けられる環境にあるため、実質的に大企業と同じと考えられることから対象外としました。
5	支給単価を8円/kgとしているのはなぜか。	LPガスの卸売価格の値上り及び販売価格への転嫁状況、国及び他府県の支援状況等を総合的に考慮し、支援単価を8円/kgに設定しました。

【申請について】

番号	質問	回答
6	どうすれば支援を受けられるのか。	支援金の交付申請を行う必要があります。交付申請は特設ホームページから行うことができます。
7	書面により申請を行うことはできるか。	特設ホームページから申請書類をダウンロードし、簡易書留等（送付物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）により、三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター（〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2丁目2-12 NUP伏見ビル6階）宛てに提出してください。なお、持参による受付は行っていません。
8	申請書類の提出に係る送料は、申請者の負担となるのか。	申請書類の送料は申請者の負担となります。
9	窓口で申請書類の作成補助や持参による受付を行っているのか。	窓口での申請書類の作成補助は行っていません。また、持参による受付も行っていません。 なお、申請書類の作成に当たり、ご不明な点等がありましたら、三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター（電話0120-882-289）にお問い合わせください。
10	ガス使用量をどのように算出するのか。	令和8年1月から3月までの期間に納品されたガスの購入量（毎月検針を行っている場合は1月から3月まで又は2月から4月までの連続する3か月の各月に実施される3回分の定期検針に係るガスの購入量）を使用量とみなします。 なお、対象期間中に残量処理等の理由により返還分（マイナス分）が発生している場合には、その分を使用量から差し引きます。

11	メーター販売の場合、「〇月使用分」とはいつからいつまでのことか。	令和8年1月から令和8年3月まで又は令和8年2月から令和8年4月までの連続する3か月間の各月に実施される3回分の定期検針に係るガスの使用量が対象となります。
12	原則として毎月末に検針しているが、月末が土日・祝日等の理由により、翌月1日に検針を行った結果、同じ月に2回検針が行われた場合はどうなるのか。	例えば、2月28日が土曜日であったため3月2日に検針を行い、次の検針を3月31日に行った場合、3月2日検針分を2月分として、3月31日検針分を3月分として申請いただくことが可能です。
13	従業員数は法人全体で判断するのか、事業所単位で判断するのか。個人の場合はどうなのか。	従業員数は法人全体の常時使用する従業員数（パート・アルバイトも含む。）です。個人の場合は個人の営む事業全体の従業員数（代表者は除く。）です。 従業員数を証する書類としては、法人であれば例えば労働保険概算保険料申告書や賃金台帳等があります。個人の場合は従業員数を証する書類は提出不要です。
14	工業用L P ガス販売証明書はどうやって入手すればよいか。	特設ホームページから証明書の様式をダウンロードの上、ガス販売事業者に記入を依頼してください。

【対象者について】

番号	質問	回答
15	<p>本社が三重県外にあり、事業所・店舗は三重県内にある場合は支給対象となるのか。</p>	<p>本社が県外にあっても、三重県内に事業所が有り、三重県内で工業用LPガスを契約していれば対象になります。</p>
16	<p>NPO法人、財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人は支給対象となるか。</p>	<p>受給資格を満たしていれば対象となります。</p>
17	<p>対象期間内に工業用LPガスの契約を解除した場合、解除するまでの期間は支援対象となるのか。</p>	<p>対象となります。 例えば、令和8年3月15日まで工業用LPガス契約をしていたが、3月16日から契約を解除した場合、令和8年1月～3月15日の工業用LPガス購入分が支援対象となります。</p>
18	<p>三重県が実施する他の支援金の対象になっても、実際に他の支援金を受給していなければ、支援金の対象となるか。</p>	<p>本支援金の申請期間中又は申請期間よりも前に、本支援金と同一の対象期間における工業用LPガスについて、三重県が特定の業種の事業者を対象として他の支援金事業を実施している場合、他の支援金の受給の有無にかかわらず、当該業種の事業者は本支援金の対象外となります。</p>
19	<p>本支援金の申請期間終了後に、本支援金と同一の対象期間の工業用LPガスについて、三重県が他の支援金事業を実施した場合、すでに受給した支援金はどうなるのか。</p>	<p>本支援金の申請期間終了後に、本支援金と同一期間の工業用LPガスについて、三重県が他の支援金事業を実施した場合であっても、原則として、既に受給した支援金を返還する必要はありません。ただし、他の支援金（当該支援金）が本支援金を受給していないことを受給要件としている場合には、当該支援金を受給するため本支援金を返還しなければならない場合があります。詳しくは当該支援金を所管する担当課にお問合せください。</p>

【交付決定について】

番号	質問	回答
20	支払いに係る審査結果は、通知があるのか。	交付決定した場合は、申請者へ「交付決定兼額確定通知書」を送付します。
21	「交付決定兼額確定通知書」はどここの住所に送付されるのか。	申請書に記載された本社（事業所）所在地又は「郵便物の希望送付先住所」欄でチェックを入れた住所に送付します。
22	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。 なお、振込先口座の情報が分かる書類として通帳のコピーを提出いただく際には、金融機関名、口座番号、名義人が記載されている箇所のコピーをご用意ください。
23	支援金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	申請書類の受付後、審査が完了した申請から順次、お支払いします。 申請締切日の間際は申請が集中し、申請書類の確認に時間を要しますのでご了承ください。
24	現金での支給は可能か。	現金払いはできません。